平成２２年（フ）第２１４号
大阪府阪南市舞４丁目27番20号
債務者　安澤真由美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
大阪府岸和田市藤井町３丁目５番32号
債務者　東内ふみよ
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
香川県高松市上之町３丁目６番18号
債務者　三笠江美子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０号
香川県高松市六条町1179番地２
債務者　梶原　千佳
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2494番地７
債務者　辻　　幸会
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷852番地　高田アパート101、旧住所長崎県長崎市葉山１丁目32番11号
債務者　井上喜久夫
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長崎県長崎市女の都４丁目16番８―202号
債務者　赤木　　瞳
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
長崎県長崎市愛宕２丁目27番５号　久保アパート101号、旧住所長崎県長崎市彦見町17番22号
債務者　尾﨑ヤチヱ
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
長崎県長崎市若葉町６番16号　ヨシタニハイツ201号、住民票上の住所長崎県長崎市矢上町４番34号
債務者　山本　容子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
長崎県長崎市出雲２丁目150番地40
債務者　田中さつき
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
山口県宇部市岬町１丁目９番11―601号
債務者　小林　直温
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４６号
千葉県八千代市八千代台北15丁目２番５号
債務者　菅野　清晃
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７号
千葉市緑区おゆみ野南４丁目11番地10
債務者　黄　　天麟
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４号
千葉県市川市八幡２丁目10番８号　第２岩徳コーポ101号室
債務者　田中　照康
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００号
千葉県八千代市大和田108―２　エクレール１―101号、住民票上の住所千葉県八千代市下市場１丁目14番２号
債務者　高橋真理子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２号
千葉市稲毛区稲毛３丁目３番12号　メゾンドリバティー102
債務者　鈴木恵津子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
千葉市緑区越智町822番地70
債務者　近藤　茂子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係